

令和5年2月議会 議案説明資料

○予算議案

ページ

- 1 令和5年2月議会 補正予算案港湾空港局集計表 1
- 2 議案第1号
令和4年度福岡市一般会計補正予算案(第6号) 3
- 3 議案第5号
令和4年度福岡市港湾整備事業特別会計補正予算案(第2号) 11
- 4 議案第6号
令和4年度福岡市宮渡船事業特別会計補正予算案(第2号) 15

○条例案

- 5 議案第14号
博多港国際ターミナル条例の一部を改正する条例案 17

港湾空港局

○予算議案

1 令和5年2月議会 補正予算案

区分	補正前の額 (A)						補		
	予算額	財源内訳					予算額	特	
		特定財源			当該事業 財源等	一般財源			国県 支出金
		国県 支出金	市債	その他					
一般会計	7,904,315	305,252	2,903,000	1,225,950	-	3,470,113	1,308,005	82,000	
		計 4,434,202							
港湾整備事業 特別会計	34,804,171	71,833	3,974,000	448,519	30,309,819	-	7,992	-	
		計 4,494,352							
市営渡船事業 特別会計	1,239,815	156,729	-	51,906	1,031,180	-	50,000	14,723	
		計 208,635							(一般会計繰入金 652,176千円 その他事業財源 379,004千円)
合計	43,948,301	533,814	6,877,000	1,726,375	31,340,999	3,470,113	1,365,997	96,723	
		計 9,137,189							

港湾空港局集計表

(単位:千円)

正 額 (B)				計 (A+B)						
財 源 内 訳				予算額	財 源 内 訳					
定 財 源		当該事業 財源等	一般財源		特 定 財 源			当該事業 財源等	一般財源	
市債	その他				国県 支出金	市債	その他			
1,031,000	-	-	195,005	9,212,320	387,252	3,934,000	1,225,950	-	3,665,118	
計 1,113,000					計 5,547,202					
-	-	7,992	-	34,812,163	71,833	3,974,000	448,519	30,317,811	-	
計 -					計 4,494,352					
-	-	35,277	-	1,289,815	171,452	-	51,906	1,066,457	-	
計 14,723		(一般会計繰入金 104,544千円 その他事業財源 △69,267千円)			計 223,358			(一般会計繰入金 756,720千円 その他事業財源 309,737千円)		
1,031,000	-	43,269	195,005	45,314,298	630,537	7,908,000	1,726,375	31,384,268	3,665,118	
計 1,127,723					計 10,264,912					

2 議案第1号

令和4年度福岡市一般会計

(1) 歳入歳出予算の補正

(歳入)

補正予算案 説明書ページ	款・項	目	補正前の額	補正額	計
6	(19) 国庫支出金 2. 国庫補助金	9. 港湾空港費 国庫補助金	289,400	82,000	371,400
11	(26) 市債 1. 市債	9. 港湾空港債	2,903,000	1,031,000	3,934,000
その他の科目（本補正外）			1,241,802	—	1,241,802
合 計			4,434,202	1,113,000	5,547,202

補正予算案（第6号）

(単位:千円)

説 明	
-----	--

港湾改修費補助金の追加	82,000
ア. 社会資本整備総合交付金交付要綱に基づく交付金	63,000
・改修事業	33,000
・港湾環境整備事業（アイランドシティはばたき公園）	30,000
イ. 港湾関係補助金等交付規則実施要領に基づく補助金	19,000
・既存施設有効活用促進事業	

区 分	補正前の額	補正額	計
港湾改修費補助金	224,400	82,000	306,400
社会資本整備総合交付金交付要綱に基づく補助金	214,800	63,000	277,800
改修事業（補助率1/2）	81,900	33,000	114,900
港湾環境整備事業（アイランドシティはばたき公園）（補助率1/2）	66,500	30,000	96,500
その他（本補正外）	66,400	—	66,400
港湾関係補助金等交付規則実施要領に基づく補助金	9,600	19,000	28,600
既存施設有効活用促進事業（補助率1/3）	—	19,000	19,000
その他（本補正外）	9,600	—	9,600
海岸事業費補助金（本補正外）	65,000	—	65,000
計	289,400	82,000	371,400

1. 福岡空港整備事業費負担金に充当する起債の追加	959,000
2. 港湾改修事業に充当する起債の追加	72,000
・改修事業	33,000
・既存施設有効活用促進事業	38,000
・港湾環境整備事業（アイランドシティはばたき公園）	30,000
・直轄工事費負担金	△ 29,000

区 分	補正前の額	補正額	計
空港整備債	968,000	959,000	1,927,000
港湾改修債	1,849,000	72,000	1,921,000
改修事業	82,000	33,000	115,000
既存施設有効活用促進事業	45,000	38,000	83,000
港湾環境整備事業（アイランドシティはばたき公園）	59,000	30,000	89,000
直轄工事費負担金	1,255,000	△ 29,000	1,226,000
その他の事業（本補正外）	408,000	—	408,000
海岸事業債（本補正外）	86,000	—	86,000
計	2,903,000	1,031,000	3,934,000

(歳出)

補正予算案 説明書ページ	款・項	目	補正前の額	補正額	計
34 ・ 35	(10) 港湾空港費	6. 渡船費	652,176	104,544	756,720
	1. 港湾空港費 管理	7. 空港対策費	1,330,682	1,065,461	2,396,143

(単位:千円)

説 明																			
市営渡船事業特別会計への繰出金の追加		104,544																	
空港対策の推進の追加 福岡空港整備事業費負担金		1,065,461																	
<table border="1"><thead><tr><th>区 分</th><th>補正前の額</th><th>補正額</th><th>計</th></tr></thead><tbody><tr><td>福岡空港整備事業費負担金</td><td>1,075,734</td><td>1,065,461</td><td>2,141,195</td></tr><tr><td>その他の事業(本補正外)</td><td>99,947</td><td>—</td><td>99,947</td></tr><tr><td>計</td><td>1,175,681</td><td>1,065,461</td><td>2,241,142</td></tr></tbody></table>				区 分	補正前の額	補正額	計	福岡空港整備事業費負担金	1,075,734	1,065,461	2,141,195	その他の事業(本補正外)	99,947	—	99,947	計	1,175,681	1,065,461	2,241,142
区 分	補正前の額	補正額	計																
福岡空港整備事業費負担金	1,075,734	1,065,461	2,141,195																
その他の事業(本補正外)	99,947	—	99,947																
計	1,175,681	1,065,461	2,241,142																
[関連歳入 (26) 市債 空港整備債]		959,000]																	

(歳出)

補正予算案 説明書ページ	款・項	目	補正前の額	補正額	計
34 ・ 35	(10) 港湾空港費 2. 港湾建設費	1. 港湾改修費	3,466,679	138,000	3,604,679
その他の科目（本補正外）			2,454,778	—	2,454,778
合 計			7,904,315	1,308,005	9,212,320

(単位:千円)

説 明

1. 公共事業の追加	183,000
・改修事業	66,000
・既存施設有効活用促進事業	57,000
・港湾環境整備事業 (アイランドシティはばたき公園)	60,000

区 分	補正前の額	補正額	計
改修事業	183,000	66,000	249,000
既存施設有効活用促進事業	75,000	57,000	132,000
港湾環境整備事業 (アイランドシティはばたき公園)	133,000	60,000	193,000
その他の事業 (本補正外)	82,800	—	82,800
計	473,800	183,000	656,800

関連歳入	
(19) 国庫支出金 港湾改修費補助金	82,000
(26) 市債 港湾改修債	101,000

2. 直轄工事費負担金の減額	△ 45,000
----------------	----------

区 分	補正前の額	補正額	計
中央ふ頭地区 航路・泊地 (-12m)	900,000	△ 540,000	360,000
箱崎ふ頭地区 航路・泊地 (-12m)	—	373,500	373,500
箱崎ふ頭地区 岸壁 (-12m)	247,500	121,500	369,000
香椎パークポート地区 岸壁 (-13m) (本補正外)	247,500	—	247,500
計	1,395,000	△ 45,000	1,350,000

○事業費の負担区分

区 分	補正前の額	補正額	計
航路・泊地、岸壁	3,100,000	△ 100,000	3,000,000
国 費 (負担率5.5/10)	1,705,000	△ 55,000	1,650,000
市負担金 (負担率4.5/10)	1,395,000	△ 45,000	1,350,000

関連歳入	
(26) 市債 港湾改修債	△ 29,000

(2) 繰越明許費の補正

補正予算案 説明書ページ	款	項	目	事業名
122 ・ 123	(10) 港湾空港費	2. 港湾建設費	1. 港湾改修費	港湾改修事業

(単位:千円)

関係予算額	繰越額		繰越事由
	補正前	補正後	
3,604,679	—	183,000	国庫補助の内示及び工期の都合により、年度内に完了しないため。

○繰越明許費補正の内容

事業名	事業内容	当該事業予算額	繰越額
港湾改修事業	アイランドシティ地区 臨港道路整備	249,000	66,000
港湾改修事業	博多ふ頭地区 岸壁(-7.5m)補修	117,000	57,000
港湾改修事業	アイランドシティ はばたき公園整備	193,000	60,000

3 議案第5号

令和4年度福岡市港湾整備

(1) 歳入歳出予算の補正

(歳入)

補正予算案 説明書ページ	款・項	目	補正前の額	補正額	計
68	(6) 繰越金				
	1. 繰越金	1. 繰越金	1	7,992	7,993
その他の科目（本補正外）			34,804,170	—	34,804,170
合 計			34,804,171	7,992	34,812,163

(歳出)

補正予算案 説明書ページ	款・項	目	補正前の額	補正額	計
70 ・ 71	(1) 総務費				
	1. 総務管理費	3. 港湾整備 事業基金 積立金	19,356,166	△ 9,992,008	9,364,158
	(5) 諸支出金				
	1. 繰出金	1. 一般会計 繰出金	—	10,000,000	10,000,000
その他の科目（本補正外）			15,448,005	—	15,448,005
合 計			34,804,171	7,992	34,812,163

事業特別会計補正予算案（第2号）

(単位:千円)

説 明	
前年度繰越金の追加	7,992

(単位:千円)

説 明																	
港湾整備事業基金積立金の減額	△ 9,992,008																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">補正前の額</th> <th style="text-align: center;">補正額</th> <th style="text-align: center;">計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基金積立金</td> <td style="text-align: right;">19,356,166</td> <td style="text-align: right;">△ 9,992,008</td> <td style="text-align: right;">9,364,158</td> </tr> <tr> <td> (利子収入分)</td> <td style="text-align: right;">209,945</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: right;">209,945</td> </tr> <tr> <td> (剰余金分)</td> <td style="text-align: right;">19,146,221</td> <td style="text-align: right;">△ 9,992,008</td> <td style="text-align: right;">9,154,213</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	補正前の額	補正額	計	基金積立金	19,356,166	△ 9,992,008	9,364,158	(利子収入分)	209,945	-	209,945	(剰余金分)	19,146,221	△ 9,992,008	9,154,213	
区 分	補正前の額	補正額	計														
基金積立金	19,356,166	△ 9,992,008	9,364,158														
(利子収入分)	209,945	-	209,945														
(剰余金分)	19,146,221	△ 9,992,008	9,154,213														
※令和4年度末港湾整備事業基金残高見込み 38,335,052千円																	
港湾整備事業特別会計から一般会計への繰出金の追加	10,000,000																

(2) 繰越明許費の補正

補正予算案 説明書ページ	款	項	目	事業名
126 ・ 127	(2) 事業費	1. 臨海土地 整備事業費	1. 臨海土地 整備事業費	アイランドシティ 整備事業

(単位:千円)

関係予算額	繰越額		繰越事由
	補正前	補正後	
3,475,187	—	267,623	工期の都合により、年度内に完了しないため。

○繰越明許費補正の内容

事業名	事業内容	当該事業予算額	繰越額
アイランドシティ 整備事業	下水道整備	365,500	226,262
	電線共同溝整備	68,000	41,361

4 議案第6号

令和4年度福岡市営渡船事業

○歳入歳出予算の補正

(歳入)

補正予算案 説明書ページ	款・項	目	補正前の額	補正額	計
74	(1) 事業収入				
	1. 事業収入	1. 乗客収入	292,131	△ 69,267	222,864
	(4) 県支出金				
	1. 県補助金	1. 離島航路 県補助金	38,900	14,723	53,623
	(6) 繰入金				
	1. 一般会計 繰入金	1. 一般会計 繰入金	652,176	104,544	756,720
その他の科目(本補正外)			256,608	—	256,608
合計			1,239,815	50,000	1,289,815

(歳出)

補正予算案 説明書ページ	款・項	目	補正前の額	補正額	計
76 ・ 77	(1) 総務費				
	1. 総務管理費	1. 一般管理費	726,809	—	726,809
	(2) 事業費				
	1. 事業費	1. 運航費	162,247	50,000	212,247
その他の科目(本補正外)			350,759	—	350,759
合計			1,239,815	50,000	1,289,815

特別会計補正予算案（第2号）

（単位：千円）

説 明	
福岡市営渡船条例に基づく運賃収入の減額	△ 69,267
・普通乗客収入	△ 62,000
・定期乗客収入	△ 5,000
・その他	△ 2,267
福岡県離島振興対策航路事業補助金交付要綱に基づく補助金の追加	14,723
一般会計からの繰入金の追加	104,544

（単位：千円）

説 明	
福岡県離島振興対策航路事業補助金交付要綱に基づく補助金の追加に伴う関連歳入の追加	-
・管理運営経費	
その他の事務費	
〔 関連歳入	
(4) 県支出金	14,723
離島航路補助金	〕
渡船運航にかかる経費の追加	50,000
燃料費	

○条例案

5 議案第 14 号 博多港国際ターミナル条例の一部を改正する条例案

1 条例改正の理由

この条例案を提出したのは、博多港国際ターミナルにおける旅客の利便性の向上を図るため、その使用料の徴収の対象となる者を改める必要があるによる。

2 改正内容

博多港国際ターミナル条例（平成 5 年福岡市条例第 1 号）の一部を次のように改める。

第 10 条第 1 項各号列記以外の部分を次のように改める。

出港する旅客船を運航する事業者がターミナル（センターを除く。）を利用して旅客を乗船させる場合は、次の各号に掲げる旅客の数にそれぞれ当該各号に定める額を乗じて得た額の合計額の使用料を当該事業者から徴収する。

第 10 条第 1 項各号中「者」を「旅客」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

2 出港する旅客船を運航する事業者がセンターを利用して旅客を乗船させる場合は、旅客の数に 500 円を乗じて得た額の使用料を当該事業者から徴収する。

3 新旧対照表

現 行	改 正 案
(使用料) 第10条 <u>出港する旅客船に乗船するためにターミナル(センターを除く。)を利用する旅客からは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の使用料を徴収する。</u> (1) 6歳以上12歳未満の <u>者</u> 250円 (2) 12歳以上の <u>者</u> 500円 2 <u>出港する旅客船に乗船する旅客がセンターを利用する場合は、当該旅客船を運航する事業者を旅客とみなして乗</u>	(使用料) 第10条 <u>出港する旅客船を運航する事業者がターミナル（センターを除く。）を利用して旅客を乗船させる場合は、次の各号に掲げる旅客の数にそれぞれ当該各号に定める額を乗じて得た額の合計額の使用料を当該事業者から徴収する。</u> (1) 6歳以上12歳未満の <u>旅客</u> 250円 (2) 12歳以上の <u>旅客</u> 500円 2 <u>出港する旅客船を運航する事業者がセンターを利用して旅客を乗船させる場合は、旅客の数に500円を乗じて得た額の使用</u>

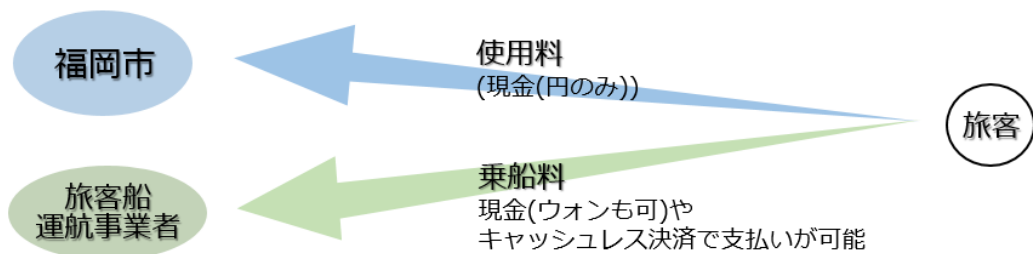
<u>船する者(当該旅客船の運航業務に従事する者を除く。)の数に500円を乗じて得た額の使用料を当該事業者から徴収する。</u>	<u>料を当該事業者から徴収する。</u>
3 (略)	3 (略)
4 (略)	4 (略)

4 施行期日

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

【参考】イメージ図

〈現行〉



〈改正後〉

